

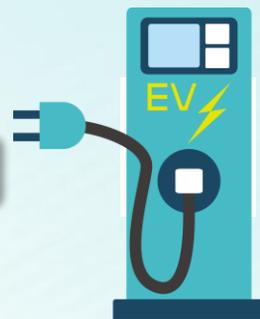
令和8年度 東海村くらしゼロカーボン応援補助金 電気自動車用急速充電設備

【令和8年4月1日版】

※事業者のみ対象

補助対象者の要件

- 交付申請日において村内に本店、支店又は営業所を有する事業者の方
- 村税を滞納していない
- 暴力団員等又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していない。
- 急速充電設備に対して、過去に村からの補助金等の交付を受けていない。又は受ける見込みがない。
- 補助対象設備を購入し、村内の事業所等の敷地内に設置した者であること。ただし、設置する土地が自らの所有でない場合は、土地の所有者の同意を得た者に限る。



対象設備の要件

- 新品であること。
- 電気自動車等に充電する機能を有する定格出力 **10kW以上**のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えた設備であること。
- 国が実施する充電インフラ向け補助金の対象設備であること。
- 一般の利用に供する設備であること。
- リースの場合は、設置後5年以上の期間がある契約であること。



【対象設備の確認はコチラ】
一般社団法人
次世代自動車振興センター
<https://www.cev-pc.or.jp/>

補助金額

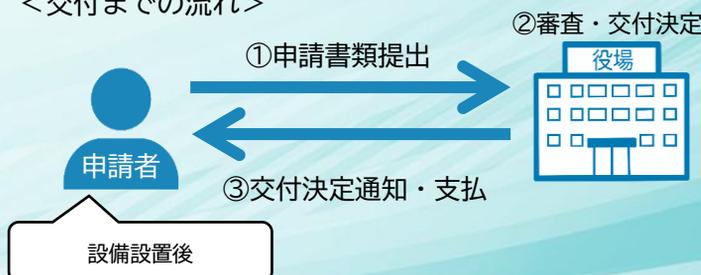
10万円（定額）

申請の期限／方法（対象者の区分に従って申請してください。）

補助対象設備の**購入又は設置後、1年以内**に、次ページの提出書類を揃えて、環境政策課窓口までご提出ください。

※郵送でのご申請も可能ですが、書類不備などがあった場合は、書類が揃い次第の受付となりますのでご注意ください。

<交付までの流れ>



提出書類

提出書類 (3~9はコピーでの提出可)

1. 交付申請書 (様式第1号)

- 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能

2. 振込口座記入用紙

- 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能

3. 設備の導入に係る費用及び支出が確認できる書類

- 領収書が発行されない場合は振込票、内訳書などの写し
- リース契約の場合は、リース契約が確認できる書類の写し

4. 設備の製造会社名、型式及び仕様が確認できる書類

- カタログ等

5. 納品書又は設備設置後の写真**6. 設備の設置場所を示す案内図**

- 宅地図、Googleマップなど

7. 納税証明書 (未納がないことの証明) (発行から3カ月以内のもの)

- 発行から3カ月以内のもの (税務課又は郵送申請にて取得可能)。
- 申請時において村税(住民税、固定資産税等)が課税されていない場合は添付不要

8. 当該設備の購入日又は設置日を確認することができる書類

- 2. で確認が取れる場合は提出不要

9. 他補助金等の金額が確認できる書類

条件により提出

- 申請する設備に対して他の補助金の交付を受けている場合、又は受ける見込みがある場合提出

10. 事務代行届 (様式第2号)

条件により提出

- 交付申請の手続を代理の者 (業者等) に委任する場合提出
- 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能

様式類の
ダウンロードは
コチラ

東海村公式HP

【注意】

- 受付は原則として先着順となります。なお、予算残額が各メニューの補助上限額を下回った場合は、そのメニューの申請受付を終了します。他のメニューについては、受付を継続します。
- 必要書類がすべて揃ってからの申請受理・審査・交付決定となりますのでご了承ください。
- 本補助金について、他の設備の交付申請を同時に行う場合、内容が重複する書類は1通のみの提出で受付可能です (設置場所の案内図、納税証明書など)。

i お申し込み・お問い合わせ先

村民生活部 環境政策課
環境計画推進担当(役場行政棟4F)
TEL:029-282-1711(内線1432)
Mail:kankyoku@vill.tokai.ibaraki.jp